

# 外来医療計画の改定について

# 大分県外来医療計画の改正案に係るご意見

ご意見	対応案
<p>【豊肥地域 医療機関】 必要病床数・医師数は人口あたりではなく、高齢者人口あたりで算出しなければ意味がありません。医療ニーズの高い集団を基本として算出してください。</p>	<p>外来医療計画に掲載する一般診療数や医療施設従事医師数はすべての診療科を掲載していることから、医療ニーズに対する医療の状況を比較するため外来患者10万人あたりの医療施設数や医療施設従事医師数を掲載しました。（外来医療計画（案）の修正箇所：資料3 192ページ）</p>
<p>【豊肥地域 医療機関】 近年、医師数以前にコメディカルが不足し、医師がいても医療提供できない事態に陥っている事の対策も緊急に盛り込む必要があります。</p>	<p>医療計画「第8章 医療従事者（医師を除く）の確保」において、医師以外の医療従事者の確保について計画を策定します。</p>
<p>【北部 行政機関】 第6章 外来医療に係る医療提供体制の確保（外来医療計画）案では、二次医療圏における外来医療機能について、どのような機能が不足しているのか分析を行い、その分析結果についても外来医療計画において明示し、さらに、地域に不足する医療機能について、具体的な目標を定め、達成に向けた取組の進捗評価もするような計画にして欲しい。</p>	<p>診療科ごとの外来医療の状況などについて国のデータが整備されておらず、地域の実態を把握できないのが現状です。令和7年度から始まるかかりつけ医報告制度なども活用しながら、外来医療の状況をどのようにデータ収集・分析していくか検討していきます。</p>
<p>【北部 行政機関】 「4 協議の場」について、協議の場の必要性や重要性を明記し、協議の場の設置にはどのような判断で開催されるのか、必要に応じて開催できるのか明記してほしい。</p>	<p>外来医療に係る医療提供体制の確保に当たっては、外来医療が入院医療や在宅医療等と切れ目なく提供されるよう、医療機関の自主的な取組や医療機関相互・地域の医療関係者間の協議等による連携が不可欠です。「4 協議の場」についてその旨を記載します（外来医療計画（案）の修正箇所：資料3 203ページ）。なお、協議の場は地域医療構想調整会議としており、年に2～3回の定期開催のほか、必要に応じて臨時での開催もしております。</p>
<p>【北部 行政機関】 外来医療機能について、市区町村等のより細かい単位での協議を行う場合や、特定の議題を継続的に協議する場合等についての位置づけも明記してほしい。</p>	<p>外来医療計画は、二次医療圏ごとに厚生労働省が定める外来医師偏在指標との関係から、二次医療圏単位で運営を行います。特定の議題や関係地域でのワーキンググループを設置することも地域の議論を活性化するために有効ですので、医療圏ごとの協議の場（調整会議）においてその必要性を検討していきます。</p>